

熊本県知事蒲島郁夫様

2012年7月27日

日本共産党熊本県委員会九州北部豪雨災害対策本部
本部長 松岡徹

日本共産党熊本県委員会は、7月12日正午「7・12九州北部豪雨災害対策本部」（本部長・松岡徹県議・副委員長）を設置し、被害住民・地域への救援・支援。被災地住民からの聞き取り、被災地の実態調査にもとづき、7月14日、「解決すべき要求・事項」について申し入れ（第1次）を行ったところです。

今回（7月27日）は、第1次申し入れを前提に、3点について申し入れ（第2次）をいたします。

1、ワンストップサービスの窓口体制を確立すること

すでに、第1次「申し入れ」において、「水害を受けた世帯に対しては、市税、国税、国保料、介護保険料、保育料、後期高齢者医療保険料、水道料、電気料などの減免。制度・措置の周知とワンストップで手続きができる窓口を国、県、市の連携で設置すること」を求めています。

しかし現状は、特に阿蘇市においては、市職員が、自らも罹災しながら、災害の救援・復旧に追われている状況で。十分な体制が整備されていません。

県として、阿蘇市と協議し、被災住民が近くで、様々な行政相談・手続きがワンストップでできるようにすること。そのために必要な人的援助を行うこと。

2、仮設住宅について

東日本大震災被災地、東北3県の仮設住宅における事例、教訓を踏まえ、阿蘇市における仮設住宅建設について、以下の点について要請します。

①入居者の多様なライフサイクルとプライバシーに考慮し、仮設住宅は「長屋」ではなく「戸建て」を。

現在も、長引く避難所生活のなかで、ライフサイクルの違いなどもあり「眠れない」などの相談も寄せられています。「長屋」式の仮設住宅では、同様の問題も生じる可能性があります。岩手県陸前高田市や大船渡市から多くの方が避難した岩手県住田町は、気仙杉の産地として知られ、避難してきた被災者に木の温もりのある家に住んでもらおうと、町産材を使った「戸建て」の仮設住宅を建設しています。

阿蘇市においても、地元産材を利用した「木造」「戸建て」の仮設住宅建設を求めます。

②仮設住宅の建設にあたっては、暑さ、寒さ対策を。

東日本大震災被災地の仮設住宅では、「網戸がなく、十分な換気が出来ない」「床や壁に断熱材が十分使用されておらず、エアコンも十分に効かない」「玄関に風除室がなく、特に冬場の保温機能が悪い」「全ての部屋にエアコンが設置されていない」「風呂に追い炊き機能がない」「水道管の埋設が浅く、年間を通じ水の温度が安定しない他、凍結も発生」など、暑さ・寒さ対策が不十分なため、熱中症などの急病や、水光熱費が増加するな

どの問題が数多く生じています。こうした点を踏まえ、暑さ、寒さ対策に十分に留意すること。

- ③仮設住宅建設の委託業者の選定にあたっては、実際に建設にあたる業者が、地元業者となるようにすること。

復興にあたっては、「地元業者が元気」になることを重視することが大切な観点です。また、甚大な被害を受けているホテル・旅館等に従事されている方などの生活保障、つなぎの雇用確保なども重要です。

「地元業者が元気になる」ことを、仮設住宅建設含め、今後の復興に向けた公共事業に貫かれるべきです。

また、復興事業にあたって、地元業者への発注が公平に行われることはもちろんのこと、事業に従事される方々の労務費の引き下げなどの事態が生じないように、「公契約条例」もしくは、ガイドラインの制定などの措置が必要です（東日本大震災における公共事業において、下請け業者への発注単価が、県の発注単価より大幅に引き下げられていた事例もあります）。

- ④仮設住宅の建設戸数は、全壊にこだわらず、被災者の実態に応じて、必要な戸数とし、その建設のために必要な県独自の救済・支援施策を実施するとともに、制度の拡大を国に求めること。

また、住宅の被害認定にあたっては、外観や「床上浸水」「床下浸水」などの基準だけでなく、今回の災害によって生じた損傷、悪臭など、実際に住める状況かどうか重要です。平成16年10月28日付内閣府通達「浸水等による住宅被害の認定について」（府政防第842号）及び、7月25日の衆議院災害対策特別委員会における大臣答弁の立場で被害認定にあたられることを求めます。

<7月25日中川防災大臣の答弁の趣旨>

日本共産党・赤嶺政賢議員の被害認定の調査、判定方法に関する検討会のなかでの見直しの結果についての質問に対して

- ①床下にたい積した汚泥の除去のために床板を取り外した場合や、浸水した壁内部の部材を取り外すために他の部材を外す場合も水害の被害として認定する。
- ③二階建て住宅で一階が果たしている役割の重要性を考慮して、一階の損害を割り増しして算定。

3、農地・農業用施設の復旧は、「査定前着工」などの活用で

「農地被害について、国が審査し農地復旧費の国庫負担割合を決めるのに1年、農地の回復には3年かかる。これでは間尺に合わない」との声が聞かれます。

災害にあった農地・農業用施設の復旧にあたっては、2003年水俣市災害でも活用された「査定前着工」などを活用し、迅速に進めること。